◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第百二十号）（公正取引委員会）

1　取引適正化検査管理官の新設

事務総局の経済取引局取引部に取引適正化検査管理官一人を設置する。（第十一条及び第十七条関係）

2　取引企画課及び企業取引課の所掌事務変更

事務総局の経済取引局取引部に置かれる取引企画課及び企業取引課の所掌事務を改める。（第十五条及び第十六条関係）

3　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇こども家庭庁組織令の一部を改正する政令（政令第百二十一号）（こども家庭庁）

1　支援局の所掌事務に、こどもへの性暴力の防止に関することを追加し、これをつかさどるものとして、同局に参事官一人を新たに設置する。（第四条、第十九条及び第二十四条関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第百二十二号）（内閣官房）

1　内閣府及び各省等の定員を改正する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第百二十三号）（農林水産省）

1　米穀輸出促進官の新設

農産局に新たに米穀輸出促進官を置き、その職務を定めるとともに、同局の穀物課の所掌事務について所要の改正を行う。（第六条、第四十八条、第五十条及び第五十二条の二関係）

2　大臣官房参事官の減員

大臣官房に置く参事官について、定員を十人から九人に改める。（第十三条関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第百二十四号）（国土交通省）

1　海上保安庁総務部に置かれる課長に準ずる職の定数の上限を四人から五人に引き上げる。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第百二十五号）（防衛省）

1　防衛装備庁の調達管理部、調達事業部及び調達管理部調達企画課の所掌事務並びに調達管理部原価管理官及び調達事業部需品調達官の職務を変更する。（第百七十六条、第百七十七条、第二百一条、第二百二条及び第二百五条関係）

2　防衛装備庁のプロジェクト管理部に参事官を置くとともに、その職務を規定する。（第百九十一条及び第百九十五条関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第百二十六号）（警察庁）

1　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の特例を定める。（附則第二十四項、第二十六項、第二十七項、第三十一項及び第三十三項関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改める。（別表第二関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百二十七号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百二十八号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、防災力強化総合交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除する。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。（附則第四項関係）

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第百二十九号）（厚生労働省）

1　石川県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金について、令和五年度から令和七年度までに加え、令和八年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げる。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第百三十号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官の定数を三百四人とする。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第百三十一号）（こども家庭庁）

1　福祉資金貸付金の物価スライド改定

⑴　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三百七十二万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、五百五十八万円）に引き上げる。（第七条第一号、第三十一条の五第一号及び第三十六条第一号関係）

⑵　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を百八十六万円に引き上げる。（第七条第二号、第三十一条の五第二号及び第三十六条第二号関係）

⑶　専修学校に就学する児童であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金及び父子修学資金並びに専修学校に就学する寡婦の被扶養者であって、一般課程を履修するものに係る寡婦修学資金の貸付金額の限度を五万五千五百円に引き上げる。（第七条第三号ニ、第三十一条の五第三号ニ及び第三十六条第三号ニ関係）

⑷　母子医療介護資金、父子医療介護資金及び寡婦医療介護資金（特に経済的に困難な事情にあると認められる場合に限る。）の貸付金額の限度を五十一万円に引き上げる。（第七条第七号イ、第三十一条の五第七号イ及び第三十六条第七号イ関係）

⑸　母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金（知識技能を習得している期間及び緊急生活安定貸付期間を除く。）の貸付金額の限度を十一万八千円に引き上げるとともに、生活安定貸付期間に係る母子生活資金及び父子生活資金の貸付金額の合計額の限度について、二百八十三万二千円に引き上げる。（第七条第八号、第三十一条の五第八号及び第三十六条第八号関係）

⑹　母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三十四万円に引き上げる。（第七条第十二号、第三十一条の五第十二号及び第三十六条第十二号関係）

2　自立支援教育訓練給付金の受講料の一部支給の上限緩和

母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金について、受講料の一部支給の上限を緩和する。（第二十七条（第三十一条の九において準用する場合を含む。）関係）